

軸装置スロット部の応力集中係数に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

軸装置スロット部の応力集中係数に関する事項

改正理由

IACS は、推進軸系装置の強度算定式を統一規則 M68 として規定しており、本会も鋼船規則 D 編に、同要件を取り入れている。この強度算式においては、軸方向にスロットを設けるような特殊な軸系形状部に対して、ねじり振動による応力集中を考慮し、汎用的な安全係数を付加して評価するよう規定している。更に、この安全係数に関しては、実際の応力集中係数を詳細に検討することにより導き出された安全係数を採用して、軸径寸法を決定できる代替評価の規定が設けられている。

この程、統一規則 M68 において、上記代替評価として用いられる応力集中係数の算式の一部に誤記があったことから、IACS は当該算式を訂正する IACS 統一規則 M68 (Corr.1)を 2012 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 M68 (Corr.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

軸装置スロット部の応力集中係数の詳細検討算式を改めた。